

報酬規定

目次

第 1章	総則（第1条～第10条）
第 2章	法律相談料等（第11条～第12条）
第 3章	着手金及び報酬金 民事事件（第13条～第30条） 刑事事件（第31条～第36条） 少年事件（第37条～第38条）
第 4章	手数料（第39条～第40条）
第 5章	時間制（第41条）
第 6章	顧問料（第42条～第43条）
第 7章	日当（第44条）
第 8章	講演料（第45条）
第 9章	実費等（第46条）
第10章	委任契約の清算（第47条～第49条）
附則	

第1章 総則

第1条 （目的）

この規定は、弁護士法に基づき、弁護士法人横浜東口法律事務所（以下「弁護士法人」という。）が取り扱う法律事務についての報酬の標準を定める。

第2条 （当法律事務所の弁護士報酬規定）

弁護士法人は、事件の内容・難易・係争物の価格・執務量・依頼者の経済事情その他の事情を考慮し、この報酬規定に基づき、具体的な依頼事件の報酬を定める。

第3条 （弁護士報酬の種類及び内容）

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当及び講演料とする。
- 2 前項の用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 法律相談料：法律相談（電話、FAX及びメールによる相談を含む。）の対価
 - (2) 書面による鑑定料：法律上の判断又は意見を記載した書面作成の対価
 - (3) 着手金：事件又は法律事務（以下「事件等」という。）につき、委任事務処理の結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価、又は、41条の規定により時間単位で受けるべき委任事務処理の対価
 - (4) 報酬金：委任事務処理の成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価、又は、41条の規定により時間単位で受けるべき委任事務処理の対価
 - (5) 手数料：書面の作成等一回程度の手続で終了する事件等についての委任事務処理の対価
 - (6) 顧問料：顧問契約締結によって継続的に行う一定の法律事務の対価

- (7) 日当：弁護士法人の社員である弁護士又は勤務弁護士等が委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価
- (8) 講演料：講演会における講師としての対価

第4条 （弁護士報酬の種類と支払時期）

弁護士法人は、別段の定めが無い限り、以下のとおり弁護士報酬の支払いを受ける。

- (1) 着手金：事件等の依頼を受けたとき（41条による場合を除く）
- (2) 報酬金：事件等の処理が終了したとき
- (3) その他の弁護士報酬：受任事項に着手しまたは受任事項が終了したとき

第5条 （事件等の個数）

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定める。ここで、裁判上の事件は、審級ごとに別件とし、反訴は本訴とは別件とする。
- 2 裁判外の事件等は、当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第6条 （弁護士報酬の減額）

次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士法人は、適正妥当な範囲内で弁護士報酬を減額することができる。

- (1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつ、その紛争の実態が共通であるとき
- (2) 複数の依頼者から同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき

第7条 （説明義務等）

- 1 弁護士法人は、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。
- 2 弁護士法人は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。
- 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

第8条 （弁護士報酬の減免等）

- 1 弁護士法人は、特別の事情があるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。
- 2 弁護士法人は、着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。

第9条 （事情変更による増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく

長期にわたるとき、執務量が著しく多いとき等、規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

第10条 （消費税に相当する額）

この規定に定める弁護士報酬の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士法人の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含むものとし、支払時期に消費税率が変更された場合は、当然に、変更後の消費税額を加算した金額を弁護士報酬とする。

第2章 法律相談料等

第11条 （法律相談料）

1 法律相談料は、次のとおりとする。

(1) 相談者が個人（非事業者）の場合

30分毎に5,400円（内消費税400円）から10,800円（内消費税800円）

但し、事案が特に複雑であるとき、または、特殊な事情があるときは、次の「法人または事業者」の例による。

(2) 相談者が法人または事業者の場合

30分毎に10,800円（内消費税800円）から27,000円（内消費税2,000円）

2 法律相談が平日10時から18時の間以外の時間帯に行われる場合、または、法律相談を行うに際して特殊な事情がある場合は、それぞれの事由に基づき各30%増額することができる。

第12条 （書面による鑑定料）

1 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

10万8000円（内消費税8000円）から32万4000円（内消費税2万4000円）

2 前項において、事案が特に複雑であるとき、または、特殊な事情があるときは、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料の支払いを受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1 民事事件

第13条 （民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、この規定に特に定めのない限り、着手金は事件受任時における事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

第14条 （経済的利益一算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、この規定に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権に関する事件等は、対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権に関する事件等は、その権利の時価または対象たる物の時価の2分の1の額のいずれか高い方の額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の2分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件については、建物の時価の2分の1または権利の時価のいずれか高い方の額に、その敷地の時価の2分の1の額を加算した額
- (8) 地役権に関する事件等は、承役地と要役地の各時価合計額の2分の1の額
- (9) 担保権に関する事件等は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (11) 遺産分割請求事件、家事事件手続法に基づく事件は、対象となる財産若しくは保全または管理の対象となる財産の時価相当額。ただし、遺産分割請求事件につき、分割の対象となる財産の範囲及び相続分・寄与分・特別受益・遺産の評価額について争いのない部分は、その相続分の時価相当額の2分の1の額。なお、相続債務が存在し、相続債務の成立と負担者について争いのない場合は、時価相当額から当該相続債務総額を差し引く
- (12) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- (13) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額

第15条（経済的利益算定の特則）

- 1 弁護士法人は、前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態、執務量に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額できる。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、利益の額に相応するまで、増額することができる。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに小さいとき
 - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき

第16条（経済的利益—算定不能な場合）

- 1 第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。
- 2 弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第17条 (民事事件の着手金及び報酬金)

1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件およびこれらの事件の不服申立事件（上訴審）の着手金及び報酬金は、この規定に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定した金額に消費税を加算した額とする。ただし、着手金は、顧問先であるか否かにかかわらず、21万6000円（内消費税1万6000円）を最低額とする。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円を超える場合	2% + 369万円	4% + 738万円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第18条 (調停事件及び示談交渉事件)

- 1 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規定に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第21条1項及び第2項の各規定を準用する。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規定に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 3 示談交渉事件又は調停事件から、引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規定に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1から、示談交渉に要した時間、示談交渉事件の複雑さを考慮して適宜減額した額とする。
- 4 前3項の着手金は、21万6000円（内消費税1万6000円。第21条の規定を準用するときは10万8000円（内消費税8000円））を最低額とする。

第19条 (契約締結交渉)

1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定した金額に消費税を加算した額とする。ただし、着手金は、21万6000円（内消費税1万円6000円）を最低額とする。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	3%	6%
300万円を超え3000万円以下の場合	2% + 3万円	4% + 6万円
3000万円を超える場合	1% + 33万円	2% + 66万円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、

その手数料を別に請求することができない。

第20条（督促手続事件）

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定した金額に消費税を加算した額とする。ただし、5万4000円（内消費税4000円）を最低額とする。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	3%
300万円を超え3000万円以下場合	2%+ 3万円
3000万円を超え3億円以下の場合	1%+ 33万円
3億円を超える場合	0.5%+183万円

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第17条又は第21条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、第17条又は第21条の規定により算定された額の2分の1とする。

第21条（手形、小切手訴訟事件）

- 1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定した金額に消費税を加算した額とする。ただし、着手金は、10万8000円（内消費税8000円）を最低額とする。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の場合	2.5%+ 4万5千円	5%+ 9万円
3000万円を超え3億円以下の場合	1.5%+ 34万5千円	3%+ 69万円
3億円を超える場合	1%+184万5千円	2%+369万円

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第17条の規定により算定された額と前2項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第17条の規定を準用する。

第22条（離婚事件）

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、事件の難易・執務量を勘案の上、次表の金額の範囲で定める。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件 又は 離婚交渉事件	それぞれ32万4000円（内消費税2万4000円）から64万8000円（内消費税4万8000円）の範囲内の額
離婚訴訟事件	それぞれ43万2000円（内消費税3万2000円）から86万4000円（内消費税6万4000円）の範囲内の額

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第17条又は第18条の規定により算定された着手金及び報酬金を加算することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第23条（境界に関する事件）

- 1 境界に関する調停事件、示談交渉事件、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、事件の難易・執務量を勘案の上次表の金額の範囲で定める。ただし、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金	43万2000円（内消費税3万2000円）から86万4000円（内消費税6万4000円）
報酬金	43万2000円（内消費税3万2000円）から86万4000円（内消費税6万4000円）

- 2 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 3 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

第24条（借地非訟事件）

- 1 借地非訟に関する調停事件、示談交渉事件、借地非訟事件の着手金は、借地権の時価相当額を基準として、事件の難易・執務量を勘案の上、次表の金額の範囲で定める。但し、引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

5000万円以下の場合	32万4000円（内消費税2万4000円）から64万8000円（内消費税4万8000円）の範囲内の額
5000万円を超える場合	上記の額に5000万円を超える部分の1%を加算した額（別途消費税）

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - (1) 依頼者が申立人の場合、申立が認められたときは借地権の時価相当額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第17条の規定により算定された額
 - (2) 依頼者が相手方の場合、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の時価相当額の2分の1を、賃料の増減額が認められなかったときは、賃料増減額請求分の7年分、財産上の給付を受けたときは、財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第17条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 4 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第25条（保全命令申立事件等）

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第17条の規定により算定された額の3分の2とする。ただし、21万6000円（内消費税1万6000円）を最低額とする。
- 2 保全命令が発せられたことにより本案の目的を達したときは、第17条の規定に準じて報酬金の支払いを受ける。
- 3 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金の支払いを受けることができ、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、21万6000円（内消費税1万6000円）を最低額とする。
- 4 第1項及び前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に支払いを受けることができる。
- 5 保全異議申立および同申立に対する応訴ならびに、これらの抗告事件については、着手金・報酬を第17条の規程により、算定された額の3分の2とする。ただし、保全異議申立事件の中で、和解等により、本案の目的を達したときは、第17条の規定に準じて報酬金の支払いを受けることができる。

第26条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に支払いを受ける。ただし、着手金は第17条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件を引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金の支払いを受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は10万8000円（内消費税8000円）を最低額とする。
- 7 建物収去土地明渡しの強制執行は以下の金額の範囲内で定める。但し、前項までの規定による算定額が以下の金額を上回るときは、前項までの規定による算定額とする。
 - (1) 建物収去（代替執行＝建物収去命令）
申立手数料 5万4000円（内消費税4000円）から10万8000円（内消費税8000円）
 - (2) 建物収去土地明け渡し執行手続（申立・執行催告・執行の立ち会い）
着手金32万4000円（内消費税2万4000円）から64万8000円（内消費税4万8000円）
報酬金32万4000円（内消費税2万4000円）

(3) 動産執行手続（申立・執行催告・執行の立ち会い）

申立手数料 5万4000円（内消費税4000円）から10万8000円（内消費税8000円）

第27条（倒産整理事件）

1 自己破産以外の破産手続開始申立，会社整理，特別清算及び会社更生の各事件の着手金は，資産及び負債の額，関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め，それぞれ次の額とする。

事業者の自己破産事件	54万円（内消費税4万円）以上
非事業者の自己破産事件	21万6000円（内消費税1万6000円）以上
自己破産以外の破産事件	54万円（内消費税4万円）以上
会社整理事件	108万円（内消費税8万円）以上
特別清算事件	108万円（内消費税8万円）以上
会社更生事件	216万円（内消費税16万円）以上

2 前項の各事件の報酬金は，第17条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は，配当額，配当資産，免除債権額，延べ払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。

3 前項の自己破産事件は，自然人である依頼者が免責決定を受けたときに限り，報酬金の支払いを受けることができる。ただし，弁護士法人の活動により，依頼者の保有する財産を任意売却した場合，債権者との交渉により任意売却に関する弁護士費用を確保できたときは，債権者の同意を得た弁護士費用を報酬として受領する。

第28条（民事再生事件）

1 民事再生事件の着手金は，資産及び負債の額，関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め，それぞれ次の額とする。ただし，民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は，右着手金に含まれる。

事業者の民事再生事件	108万円（内消費税8万円）以上
非事業者の民事再生事件	54万円（内消費税4万円）以上
小規模個人再生事件 及び 給与所得者等再生事件	32万4000円（内消費税2万4000円）以上

2 民事再生事件の報酬金は，第17条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は，弁済額，免除債権額，延べ払いによる利益，及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし，報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受けすることができる。

3 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は，第1項の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は前項の規定を準用する。

第29条（任意整理事件）

1 任意整理事件（前条第1項に該当しない債務整理事件）の着手金は，資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め，それぞれ次の額とする。

事業者	64万8000円（内消費税4万8000円）以上
-----	-------------------------

非事業者	債権者1者当たり2万1600円（内消費税1600円）以上
------	------------------------------

- 2 前項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定した金額に消費税を加算した額とする。
- (1) 弁護士法人が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき
- | | |
|----------------------|------------|
| 500万円以下の場合 | 15% |
| 500万円を超え1000万円以下の場合 | 10% + 25万円 |
| 1000万円を超え5000万円以下の場合 | 8% + 45万円 |
| 5000万円を超え1億円以下の場合 | 6% + 145万円 |
| 1億円を超える場合 | 5% + 245万円 |
- (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき
- | | |
|-------------------|------------|
| 5000万円以下の場合 | 3% |
| 5000万円を超え1億円以下の場合 | 2% + 50万円 |
| 1億円を超える場合 | 1% + 150万円 |
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、別に報酬金を受けることができる。

第30条（行政上の不服申立事件）

- 1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の3分の2とする。ただし、10万8000円（内消費税8000円）を最低額とする。
- 2 報酬金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、17条の規定により算定された額とする。

第2 刑事事件

第31条（刑事事件の着手金）

- 1 刑事事件着手金は、以下のとおりとする。
- (1) 起訴前及び起訴後の事案簡明な事件
32万4000円（内消費税2万4000円）から54万円（内消費税4万円）
- (2) 前記(1)以外の事件及び再審事件
54万円（内消費税4万円）以上
- (3) 被害者等刑事事件の関係者から被疑者又は被告人に対し、民事上の訴訟が提起され、同訴訟事件を受任する場合の着手金及び弁護士報酬については、第17条の規定を、調停が提起され、同調停事件を受任する場合の着手金及び弁護士報酬については、第18条の規定をそれぞれ準用する。
- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの

公判開廷数が3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。），上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。

第32条（刑事事件の報酬金）

1 刑事事件の報酬金は、次のとおりとする。

(1) 起訴前事件（被疑事件）

不起訴又は略式命令処分を受けた場合

事案簡明な場合 32万4000円（内消費税2万4000円）から54万円（内消費税4万円）
上記以外 54万円（内消費税4万円）以上

(2) 起訴後事件（被告事件）

① 無罪判決を受けた場合

事案簡明な場合 43万2000円（内消費税3万2000円）から64万8000円（内消費税4万8000円）
上記以外 64万8000円（内消費税4万8000円）以上

② 求刑された刑が減輕された場合

事案簡明な場合 32万4000円から43万2000円（内消費税3万2000円）
上記以外 43万2000円（内消費税3万2000円）以上

③ 刑の執行猶予判決を受けた場合

事案簡明な場合 32万4000円から54万円（内消費税4万円）
上記以外 54万円（内消費税4万円）以上

④ 検察官上訴が棄却された場合

54万円（内消費税4万円）以上

⑤ 再審請求事件

54万円（内消費税4万円）以上

(3) 前(1)(2)以外に、民事事件の示談が成立した場合は、その内容により、第18条の民事事件の報酬額を基準に成功報酬の支払いを受ける。

2 前項の事案簡明な事件とは、前条第2項の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

3 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告等の申立事件

起訴前及び起訴後事件の報酬金とは別に、1件の申立につき16万2000円（内消費税1万2000円）から27万円（内消費税2万円）

第33条（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

1 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、第31条に定める着手金を別途受領することができる。

2 刑事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、前2条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第34条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ、免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第32条の規定を準用する。

第35条（接見に関する追加費用）

接見回数が3回を超えた部分については、接見1回の手数料を1万800円（内消費税800円）から3万2400円（内消費税2400円）の範囲内の額とする。

第36条（告訴、告発等）

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき10万8000円（内消費税8000円）以上とし、報酬金は、依頼者との協議によって決定する。

第3 少年事件

第37条（少年事件の着手金及び報酬金）

- 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、以下のとおりとする。
 - (1) 家庭裁判所送致前及び送致後
各32万4000円（内消費税2万4000円）から54万円（内消費税4万円）の範囲の額
 - (2) 抗告、再抗告及び保護処分取消
各32万4000円（内消費税2万4000円）から54万円（内消費税4万円）の範囲の額
- 2 少年事件の報酬金は、以下のとおりとする。
 - (1) 審判不開始又は不処分
54万円（内消費税4万円）以上
 - (2) 児童自立支援施設等送致（少年院送致は除く）、保護観察
32万4000円（内消費税2万4000円）から54万円（内消費税4万円）の範囲の額
- 3 弁護士法人は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第38条（少年事件につき弁護士が引き続き受任した場合）

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、弁護士法人が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士法人は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合

に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、第31ないし36条の規定による。ただし、弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

第39条（手数料）

手数料は、この規定に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、以下のとおり算定する。

(1) 裁判上の手続き

- ① 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）

21万6000円（内消費税1万6000円）以上

- ② 即決和解（ただし、本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。また、示談交渉を要する場合、示談交渉事件として、第18条又は第22条ないし第24条の各規定により算定された着手金・報酬金を加算する。）

300万円以下の場合	21万6000円（内消費税1万6000円）
300万円を超え3000万円以下の場合	32万4000円（内消費税2万4000円）
3000万円を超え3億円以下の場合	54万円（内消費税4万円）
3億円を超える場合	75万6000円（内消費税5万6000円）

- ③ 公示催告

②即決和解と同額

- ④ 倒産整理事件の債権届出

5万4000円（内消費税4000円）から10万8000円（内消費税8000円）

- ⑤ 簡易な家事事件（家事事件手続法第39条に定める事件で事案簡明なもの）

5万4000円（内消費税4000円）から27万円（内消費税2万円）

- ⑥ 成年後見申立

32万4000円（内消費税2万4000円）以上

(2) 裁判外の手数料

- ① 簡単な法律関係調査（事実関係調査を含む。）

5万4000円（内消費税4000円）以上第17条により算定される金額を超えない額

- ② 特に複雑又は特殊な事情がある法律関係調査

弁護士法人と依頼者との協議により定める額

- ③ 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

《定型的なもの》

1000万円未満	10万8000円（内消費税8000円）
1000万円以上1億円未満	21万6000円（内消費税1万円）から 32万4000円（内消費税2万4000円）

経済的利益の額が1億円以上	32万4000円（内消費税2万4000円）以上
---------------	-------------------------

《非定型的なもの》

300万円以下の場合	10万8000円（内消費税8000円）
300万円を超え3000万円以下の場合	1% + 7万円（別途消費税）
3000万円を超え3億円以下の場合	0.3% + 28万円（別途消費税）
3億円を超える場合	0.1% + 88万円（別途消費税）

ただし、上記契約書類等を公正証書にする場合、上記手数料に3万2400円（内消費税2400円）を加算する。

④ 内容証明郵便案作成

5万4000円（内消費税4000円）から10万8000円（内消費税8000円）

弁護士名で内容証明郵便を発送する場合10万8000円（内消費税8000円）以上

⑤ 遺言書作成

《定型》

10万8000円（内消費税8000円）から21万6000円（内消費税1万6000円）

《非定型》

300万円以下の場合	21万6000円（内消費税1万6000円）
300万円を超え3000万円以下の場合	1% + 17万円（別途消費税）
3000万円を超え3億円以下の場合	0.3% + 38万円（別途消費税）
3億円を超える場合	0.1% + 98万円（別途消費税）

公正証書の作成に弁護士が証人として立ち会う場合は、さらに5万4000円（内消費税4000円）を加算する。

⑥ 遺言執行

300万円以下の場合	32万4000円（内消費税2万4000円）
300万円を超え3000万円以下の場合	2% + 24万円（別途消費税）
3000万円を超え、3億円以下の場合	1% + 54万円（別途消費税）
3億円を超える場合	0.5% + 204万円（別途消費税）

ただし、遺言執行に裁判手続等を要する場合、遺言執行手数料とは別に、裁判手続等に要する弁護士報酬を請求することができる。

⑦ 会社設立等（設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算）

資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額に消費税を加算した金額。ただし、合併又は分割については216万円（内消費税16万円）を、通常清算については108万円（内消費税8万円）を、その他の手続については21万6000円（内消費税1万6000円）を、それぞれ最低額とする。

1000万円以下の場合	4%
1000万円を超え2000万円以下の場合	3% + 10万円
2000万円を超え1億円以下の場合	2% + 30万円
1億円を超え2億円以下の場合	1% + 130万円
2億円を超え20億円以下の場合	0.5% + 230万円
20億円を超える場合	0.3% + 630万円

⑧ 現物出資等証明（会社法33条10項3号等に基づく証明）

1件32万4000円（内消費税2万4000円）。ただし、出資等にかかる不動産価格

及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士法人と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

⑨ 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）

次により算定された額。但し、後遺障害等級認定に対する異議申し立てにより、依頼者に有利な認定がなされた場合、本条(2)①の規定により算定された額とする。また、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合、弁護士法人は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。

給付金額が150万円以下の場合	5万4000円（内消費税4000円）
給付金額が150万円を超える場合	給付金額の4%（別途消費税）

⑩ 不動産又は商業登記手続き（⑦を除く）

固定資産評価額又は課税価格を経済的利益として、次表の料率により算定した金額に消費税を加算した額とする。

不動産登記	
所有権移転登記	1.5%
所有権保存登記	0.5%
抵当権（根抵当権を含む）設定登記	0.5%
商業登記	
会社設立登記	3%
募集株式の発行	1%
会社の合併	1%

不動産登記に於いて、上記登記の前提として、登記名義人住所、氏名又は名称の変更登記、本人確認情報の作成が必要な場合は、2万1600円を加算する。

不動産登記に於ける抹消、変更又は更正登記、商業登記に於ける役員変更、本店又は支店の移転の各登記については、固定資産評価額又は課税価格に拘らず、目的不動産、当事者1当たり1万800円とする。

相続人の調査が必要な場合、本条(2)①を適用し、遺産分割協議書の作成が必要な場合、本条(2)③を適用する。

登記の難易（増額の事由としては、申請目的不動産が5以上となる場合、当事者が5以上となる場合など。減額の事由としては、以前同一当事者間に関する登記を受任し、今回の申請が前回と同様である場合など）、を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

上記以外の登記については、固定資産評価額又は課税価格を経済的利益として、1%から5%の範囲で、弁護士法人と依頼者との協議により定める。固定資産評価額又は課税価格がない場合には、32万4000円を限度として弁護士と依頼者との協議により定める。

第40条（任意後見及び財産管理・身上監護）

任意後見又は財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとする。

- (1) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第39条(2)①または②の法律関係

調査に関する規定を準用する。

- (2) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、以下のとおり月額で定める弁護士報酬を受けることができる。ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合、又は、委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に、この規定の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができる。
- ① 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合
月額1万800円（内消費税800円）から5万4000円（内消費税4000円）
 - ② 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合
月額5万4000円（内消費税4000円）から16万2000円（内消費税1万2000円）

第5章 時間制

第41条（時間制）

- 1 弁護士法人は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第6章の規定によらないで、着手金のみにつき、又は、着手金及び報酬金について、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価に、その処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万1600円（内消費税1600円）以上とする。
- 3 弁護士法人は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性等を考慮する。
- 4 弁護士法人は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

第42条（顧問料）

- 1 顧問料は、次のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。
 - (1) 非事業者
月額10800円（内消費税800円）以上
 - (2) 事業者
月額3万2400円（内消費税2400円）以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により別に定める。
- 3 顧問先の顧客、顧問先の紹介による法律相談は、一般の法律相談の例による。但し、顧問先との関係、事案の内容により減額することができる。

第43条（顧問先割引）

顧問先からの受任については、この報酬規定から10から30%の減額を行うことがで

きる。ただし、訴訟の最低着手金額については減額を行わない。

第7章 日当

第44条（日当）

1 日当は、次のとおりとする。

(1) 半日（往復2時間を超え4時間まで）

3万2400円（内消費税2400円）以上5万4000円（内消費税4000円）以下

(2) 1日（往復4時間を超える場合）

5万4000円（内消費税4000円）以上10万8000円（内消費税8000円）以下

2 前項にかかわらず、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

3 弁護士法人は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 講演料

第45条（講演料）

1 講演料は、次のとおりとする。

(1) 1時間当たり2万1600円（内消費税1600円。打合せ、レジュメ原稿作成、資料調査費用を含む。）以上

(2) 前号にかかわらず、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

2 弁護士法人は、講演に伴う交通費を、次章の規定に基づき請求することができる。

第9章 実費等

第46条（実費等の負担）

1 弁護士法人は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、記録謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 前項における交通費とは、合理的に考えられる経路等（グリーン乗車券、タクシー使用の有無を含む。）による移動にかかる費用をいう。

3 弁護士法人は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

第10章 委任契約の清算

第47条（委任契約の中途終了）

1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士法人は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度

に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求することができる。

- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士法人のみに重大な責任があるときは、弁護士法人は、受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士法人が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議の上、その全部又は一部を返還しないことができる。
- 3 第一項において、委任契約の終了につき、弁護士法人に何らの責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士法人の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士法人は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士法人が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第48条（事件等処理の中止等）

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士法人は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、弁護士法人は、あらかじめ依頼者にその旨を通知する。

第49条（弁護士報酬の相殺等）

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士法人は、依頼者に対する金銭債務と相殺し、又は、事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。
- 2 前項の場合には、弁護士法人は、すみやかに依頼者にその旨を通知する。

附則

- 1 この規定は、平成28（2016）年10月21日から施行する。